特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	介護保険法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

赤平市は、介護保険法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱にあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

赤平市長

公表日

令和7年2月14日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	介護保険法に関する事務
②事務の概要	介護保険法に基づき、市町村の区域内に住所を有する40歳以上の者を被保険者とし、要介護認定を受けた者には介護給付、要支援認定を受けた者には予防給付を行うとともに、介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収している。また、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護予防等事業や包括的支援事業などの地域支援事業を行っている。 介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ① 被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 ② 被保険者証又は認定証の交付・再交付・返還受理 ③ 介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給 ④ 要介護認定、要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、申請に係る審査 ⑤ 介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、申請に係る審査 ⑥ 居宅介護サービス費等の額の特例、介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、申請に係る審査 ⑦ 保険料滞納者に係る支払方法の変更 ⑧ 保険給付の支払の一時差止め なお、これらの事務に関して、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	(1)総合行政システム(介護保険) (2)統合宛名システム (3)中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル	名
(1)介護保険被保険者ファイル (2)介護保険受給者ファイル (3)統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表100の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める 事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第50条
4. 情報提供ネットワークシ	
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	(情報の提供) 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2の表2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項 (情報の照会) 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2の表131、132の項

5. 評価実施機関における担当部署					
①部署	介護健康推進課				
②所属長の役職名	介護健康推進課長				
6. 他の評価実施機関					
なし					
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求				
請求先	赤平市(総務課庶務係) 北海道赤平市泉町4丁目1 0125-32-2211				
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	赤平市(介護健康推進介護保険係) 北海道赤平市泉町4丁目1 0125-32-2217				
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した					
適用した理由					

II しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未满]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和	17年2月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		17年2月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書	の種類						
[基礎	項目評価書	1		<選択肢> 1)基礎項目評価書 2)基礎項目評価書 3)基礎項目評価書	탈及び			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。								
2. 特定個人情報の入手(作	情報提供ネッ	ットワークシステム	を通じた入手を除ぐ	(。)				
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて				
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの含	長託			[0]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて				
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報	提供ネットワークシン	ステムを通じた提供を	を除く。)	[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	接続	[]接線	しない(入手)	Ī.]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて				
7. 特定個人情報の保管・決	消去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて				

8. 人手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報が含まれている書類を郵送する際は、宛先に間違いないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないか、システムへの入力の際は、関係のない者の特定個人情報が入力されていないかなどダブルチェックを行う。また、特定個人情報を含む書類等は施錠できる書棚等に 保管することを徹底している。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。
9. 監査	
実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査
10. 従業者に対する教育・	啓発
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考	まえられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	業務システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月1日	Ⅱ-1及びⅡ-2時点計数日	平成26年12月20日時点	平成28年12月1日時点	事後	
平成29年6月22日	I-3-法令上の根拠	番号法第9条第1項, 別表第一項番68	番号法第9条第1項, 別表第一項番68 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年9 月10日内閣府・総務省令第5号) 第50条	事後	
平成30年6月25日	I -4-②法令の根拠	番号法第19条第7号, 別表第二項番93、94、95	番号法第19条第7号, 別表第二項番93、94	事後	
平成30年6月25日	I -5-2所属長	介護健康推進課長 斉藤 幸英	介護健康推進課長	事後	
平成30年6月25日	I -8-連絡先	赤平市(介護健康推進介護福祉係) 北海道赤平市泉町4丁目1 0125-32-2217	赤平市(介護健康推進介護保険係) 北海道赤平市泉町4丁目1 0125-32-2217	事後	
令和1年6月20日	Ⅱ -1及びⅡ -2時点計数日	平成28年12月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和2年8月31日	Ⅱ-1及びⅡ-2時点計数日	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年8月31日	IV-4-特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[]委託しない [十分である]	[O]委託しない []	事後	
令和4年4月28日	I -4-②法令の根拠	番号法第19条第7号, 別表第二項番93、94	番号法第19条第8号, 別表第二項番93, 94	事後	
令和4年4月28日	Ⅱ-1及びⅡ-2時点計数日	令和2年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和6年2月27日	Ⅱ -1及びⅡ -2時点計数日	令和4年4月1日時点	令和6年2月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月14日	I-1-②事務の概要	を有する40歳以上の者を被保険者とし、要介護認定を受けた者には介護給付、要支援認定を受けた者には予防給付を行うとともに、介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収している。また、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護予防等事業や包括的支援事業などの地域支援事業を行っている。 介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ① 被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 ② 被保険者証又は認定証の交付・再交付・返還受理	となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護予防等事業や包括的支援事業などの地域支援事業を行っている。 介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ① 被保険者に係る申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 ② 被保険者証又は認定証の交付・再交付・返還受理 ③ 介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給 ④ 要介護認定、要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、申請に係る審査 ⑤ 介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、申請に係る審査	事後	
令和7年2月14日	I-3-法令上の根拠		番号法第9条第1項及び別表100の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表の主務省令 で定める事務を定める命令(平成26年9月10日 内閣府・総務省令第5号) 第50条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月14日	I -4-②法令の根拠	番号法第19条第8号、別表第二項番93、94	(情報の提供) 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2の表2、3、7、11、15、42、 56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、 128、132、144、161の項 (情報の照会) 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2の表131、132の項	事後	
令和7年2月14日	Ⅱ-1及びⅡ-2時点計数日	令和6年2月1日時点	令和7年2月1日時点	事後	
令和7年2月14日	IV-8-人手を介在させる作業		十分である 特定個人情報が含まれている書類を郵送する際は、宛先に間違いないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないか、システムへの入力の際は、関係のない者の特定個人情報が入力されていないかなどダブルチェックを行う。また、特定個人情報を含む書類等は施錠できる書棚等に 保管することを徹底している。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられ	事後	
令和7年2月14日	IV - 11 - 最も優先度が高いと考えられる対策		2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策十分である業務システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐	事後	